

舞鶴市入札監視委員会(令和4年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	令和5年2月15日(水)午後1時30分～3時30分 舞鶴市役所 別館6階 大会議室	
出席委員氏名	^{たかはしゆきお} 高橋行雄(弁護士) 委員長 ^{たまだかずや} 玉田和也(舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) ^{かみこあきお} 上子秋生(学校法人立命館大学教授)	
議事概要	1 開会あいさつ(堤副市長) 2 委員長あいさつ(高橋委員長) 3 議事 (1)入札及び契約手続きの運用状況等の報告 入札状況全般、年度別比較、詳細分析の結果等について事務局より報告 (2)令和4年4月～令和4年9月の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3)入札契約手続きの改善に関する審議 前回の委員会以降に行った改正内容等について説明 4 その他 ・次回の抽出委員に玉田委員を選出した。 ・次回の開催は令和5年7月又は8月を予定する。	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 入札対象件数 77件
一般競争入札	4件	
指名競争入札	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 特になし 議事(2)関係 法制度の運用上に問題はなくとも、住民の目線から最低制限価格の運用について、分析と検討を行い、制度改善に向けて取り組みを継続していただきたい。 議事(3)関係 地方における担い手の確保の重要性を考え、週休2日制の推進に関して積極的に取り組まれない。	

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係


意見・質問	回答等
<p>舞鶴市建設工事の入札における最低制限価格取扱要綱及び建設工事に係る低入札価格調査制度実施要綱の改正によって、応札率に影響があったと考えられるが、具体的には要綱の係数に変更があったということか。</p>	<p>最低制限価格算定の基準となる国のモデル式が見直され、予定価格の内訳である直接工事費や共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のうち、一般管理費等に係る係数が、10分の5.5から10分の6.8に改められたものです。改正理由としましては、建設工事の企業として継続するために必要となる経費、担い手の確保を意識したものとされています。</p>
<p>日常データの蓄積結果を受け、入札担当課と土木や水道等事業発注課との間で入札方法の問題について検討すること、或いはこの情報の利用方法として何があるのか。</p>	<p>最低制限価格に係る数字を使って制度の改善に向けた検討を入札担当課と事業発注の担当課長との間で行っています。</p>
<p>業種によっては応札率の幅が狭いことや、特異なパターンをしていることの原因はどこにあるのか、その原因に入札方法の問題があるのかなど、事務局として関係部署と協議し、公正な入札をできるように本データを生かしていただきたい。</p>	<p>蓄積したデータにより、制度の改正等の変化があれば、形として見ることはできます。応札率の幅が狭いなどにつきましても、グラフにしますと件数が少ない場合に極端に見えることがあります。ある程度の件数がまとまれば傾向をとらえることができますので、引き続き本データを生かしてまいります。</p>

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

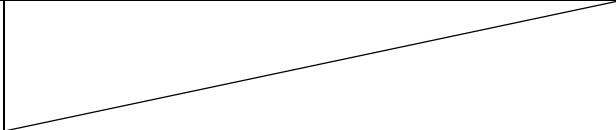
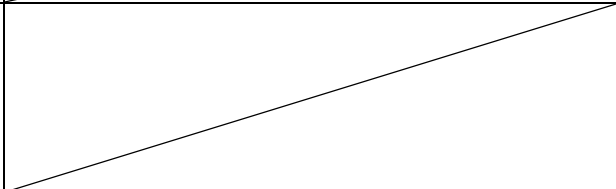
抽出の趣旨 (高橋委員長)
<p>以下のことに着目し、経過の説明や改善すべき状態にあると見られる5件を抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価方式を採用している。 ・最低制限価格より下回ることを理由に多くの失格者を出し、最も高額の方が落札した。 ・変更工事の際、当初の30%を超える金額変更があった。

① 竜宮浜漁港海岸 (三浜地区) 2号離岸堤整備工事

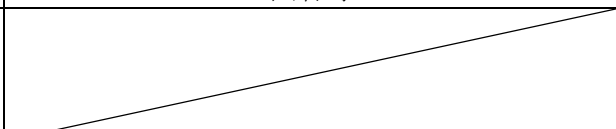
意見・質問	回答等
<p>調査基準価格を下回ると、その分を技術評価点から減ずるという手法は、何処かの準拠ということか。</p>	<p>平成30年、国が総合評価方式と最低制限価格の組み合わせが不可である旨通知したことを受け、総合評価方式に低入札価格調査制度に基づく調査基準価格を組み合わせ、ダンピング対策の実効性を確保したものです。この手法は国準拠ではありませんが、京都府において同様の考えで取り組まれているものと承知しております。</p>
<p>調査基準価格は設定するが、減点はせずに落札候補者が調査基準価格を下回った場合に限って調査を行うという手法をとることは可能であるか。その場合、今回の結果と変わることか。</p>	<p>ご質問の手法をとりうるかにつきましては、可能であると考えます。その場合の結果につきましては、ご指摘の通りです。</p>

<p>総合評価方式の運用において、別表4の配点が4点であるが、工事の難易度や提案内容が項目として盛り込まれていない中では差がつかないのではないかと、また、技術評価点との配点バランスについて疑問を持つが、契約担当課として適切であると考えているのか。</p>	<p>評価において配置予定技術者と業者の工事成績の評価に占める割合が大きく、過去の良い成績を次に活かせる形であり、これにより好循環に繋がると考えております。</p> <p>調査基準価格を下回った場合における減点は、ダンピング対策の実効性を持たせたものです。配点バランスにつきましては、現時点では機能していると考えますが、時節に応じて必要があれば見直しをしております。</p>
<p>別表4の基準や別表3の計算式は舞鶴市が決められているのか、準用できるフォーマットが何処かにあるのか。</p>	<p>別表4の基準は、過去の施工計画の評価を行うタイプの総合評価方式で企業評価の基準としていた部分を活用したもので、本市のオリジナルです。</p> <p>別表3の減算式につきましては、ダンピング対策の実効性を持たせる趣旨から考えたもので、こちらも本市オリジナルとなります。</p>
<p>内容について精査が必要と考えるが、説明は理解した。</p>	
<p>竜宮浜漁港海岸（三浜地区）2号離岸堤整備工事の入札において、特別簡易型総合評価方式を採用した理由は何か。</p>	<p>今年度の年間の発注見通しを調査し、最も高い金額の工事を選択しています。</p>
<p>契約方式について、業者にはどのように通知しているのか。</p>	<p>入札公告において、総合評価方式であることや評価の基準、計算式等を記載しております。</p>
<p>業者は契約方式を理解したうえで入札に参加していると言えるのか。</p>	<p>この方式は、平成29年度から十数回実施してきており、制度につきましては十分認知いただいているものと考えております。</p>
<p>別表4への配点4は、すべての工事での点数か。</p>	<p>本市はこの配点ですが、発注者によって違いがあります。</p>
<p>除雪やボランティア参加の有無が入札結果に影響を及ぼす可能性があることについて説得力はあるのか。</p>	<p>国の総合評価方式におきましても、女性の技術者配置の評価を大きくしている例などがあります。</p> <p>本市では工事成績を重視し、除雪やボランティア等の他項目における配点は低いですが、このような配点で特別簡易型総合評価方式としています。今後、新たな項目が必要と考えられる場合は、検討してまいります。</p>
<p>本案件も次の案件も落札率が90.5%あたりであった。データから応札する業者側において、平均的な落札率から落札額を予想しやすいと考えられるが、制度への影響をどのように考えているか。</p>	<p>価格競争と総合評価のいずれにおいても予定価格を事前公表する中で、最低制限価格か低入札価格調査基準額なのかの違いがあるだけです。ご指摘の点につきましては、大差はないものと考えます。</p>
<p>別表4の基準については、どのような経緯で決定されているのか。</p>	<p>内部に委員会を設置しており、ここに諮って決定しております。</p>
<p>最終的な責任は、この基準を採用した委員会にあるということか。</p>	<p>入札の執行方式につきましては、この委員会でも了解を得ることとしていますが、工事の起工につきましては、案件ごとに金額の専決者による決裁を受けております。</p>

② 赤れんが博物館前広場整備工事

意見・質問	回答等
<p>最も高い金額で入札した者が落札した案件であるが、普通の人の感覚で見ると許容できないものではないだろうか。</p> <p>国等による法制度上での結果だとは思いますが、問題となったときには市が責任をとることになる。結果をどのように捉えているのか。</p>	<p>以前から本委員会で取り上げられており、このような結果は心苦しく思いますが、ルールとしては落札となります。一定数存在する事例にどのように対応すべきであるかという課題が残っているということです。</p>
<p>過去の伊佐津川の運動公園の工事と本件と似た形だが、住民との調整が不要な場所で、施工しやすい環境を受け、多くの業者が最低制限価格よりも低い価格で実施可能と判断している。つまり、最低制限価格の算定方法に問題がある。ただ単に係数をかけているだけでなく、現場の状況や工事の難易度、発注額、入札の時期など諸条件を加味すべきである。</p>	<p>現在の最優先課題と考えております。</p> <p>全ての入札価格が最低制限価格を下回った場合における最低制限価格の変動させる方式が一定の効果を発揮していることから、次はこの課題に取り組まなければならないと考えております。</p>
<p>手続き上では問題がなくても、結果から見ると市民は疑問を持たざるを得ない。市役所はそうならないように対応すべきである。</p>	
<p>結果が特徴的なものについて、入札時期や材料の状況などの資料を分析すべき。それによって何らかの結果が見つかるのか否かはわからないが、対策を講じているという姿勢が大切である。</p>	

③ 東消防署空調設備他改修工事

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格を算定する際、考慮すべき要因をある程度カテゴライズして統一しておくとういのではないかと。</p>	
<p>真剣に取りに行った業者が失格となり、入札額に大きな開きがある業者が落札したという事例。このような状況を招いた原因に対処すべく市は、入札執行担当課や、工事発注担当課、最低制限価格の算定者、予定価格の設定者などのどこにどのような問題があると考えているのか。</p>	<p>委員ご指摘のとおり、落札者と失格者の金額差の要因について、今後分析をしていきたいと考えます。</p>
<p>仮眠室がいざというときに水に浸かりやすい一階にあるのは防災上の安全性の観点から、どうということなのか。</p>	<p>出勤準備に時間をかけないということが理由の一つとして考えられます。</p> <p>なお、ハザードマップにおいて消防署部分は白地であり、建物部分はさらに嵩上げがあるので、被害の想定はございません。</p>

<p>直ちに問題があるということではない。理解はしている。ハザードマップの白地を考慮したうえでのことだとは思いますが、東日本大震災を経験した日本人なのだから、想定外を考えて人を大切にすることこそ大事なのではないか。</p>	
<p>本件の入札結果は、首をかしげざるを得ない。そもそも予定価格を事前公表することが正しいのか、最低制限価格の在り方をどうすべきか、このような奇異な現象が起きないように対策を講じられたい。</p>	

④ 溝尻橋（越行宮谷線）橋面補修工事

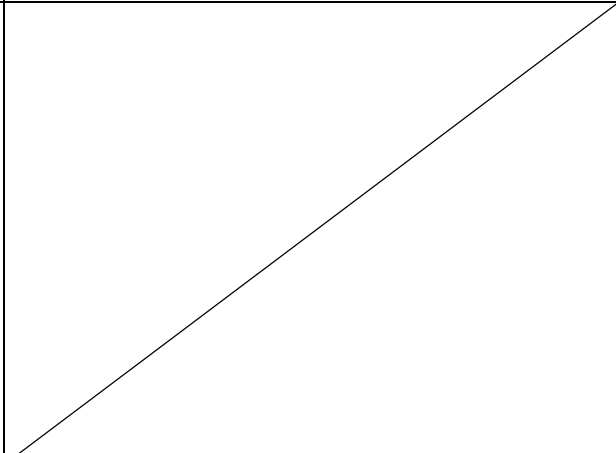
意見・質問	回答等
<p>舗装厚 5 cm と想定していたものを、同 12 cm に変更とあるが、これほどの差があることは事前にわからなかったのか。</p> <p>また、当初予定が 5 cm ならば、復旧を予定のままの 5 cm で対応すべきではないか。</p>	<p>現舗装の下にあることを想定していた床板がなかったことを事前に把握しておりませんでした。</p> <p>復旧につきましては、橋台の高さが決まっているため、段差をつけないために必要な厚みである 12 cm で戻さざるを得なかったものです。</p>
<p>事前に調査しなかったのはなぜか。</p>	<p>事前に調査しようとする、新たに重機の手配など、余分に費用が発生することや通行規制が必要となることから、工事の中で確認したものです。</p>
<p>当初予算から 36% 近い費用増となっているが、このために必要な手続きを要したのではないか。実際に行った変更手続きを説明されたい。</p>	<p>30% を超える大幅な変更となりますので、その理由書を付した上で変更契約の決裁をとっております。</p>
<p>図面がなかったということは、やむを得ない。橋が現存する間、図面を保存するというルールが平成 26 年よりも前にはなかったということ。</p> <p>ただし、補修の履歴があればこのようなことは防げたし、図面データがなかったり、一見しておかしいと思われたりする箇所はコアドリルで小さい穴をあけて対応できるはずなので、今後は改善のうえ工事発注されたい。</p>	<p>ご指摘の通りです。今後は、必要な資料の整理・保存を行い、適切な発注に努めてまいります。</p>

⑤ 森（緑ヶ丘）配水管布設替工事

意見・質問	回答等
<p>本日の協議案件は、最低制限価格が本来あるべき額より高いということに行き着く。これは国の基準そのままに各地で起きていることなのか、舞鶴特有の理由があるのか。後者ならば何らかの手当をすべきではないか。</p>	<p>最低制限価格を推察して業者が入札しているという委員のご指摘につきましては、この結果から見ればそのとおりの方も少なからずおられるであろうと考えます。</p> <p>辞退はしないものの、落札する気持ちはない</p>

<p>業者は、最低制限価格がどのあたりに位置しているかを想像し、このあたりまでならば可能という線が入札していると思われるが本当だろうか。辞退せずに入札されているのだから、失格とした入札額でも問題なくやれるということではないのか。</p>	<p>中で事前公表の予定額で入札したところ、落札となったということです。 最低制限価格の在り方につきまして、検討の余地があると考えられることから、一つ一つ対応していきたいと考えます。</p>
<p>多くの業者が本件を3,100万円強で請け負うと言っているのに、市の最低制限価格制度によって、結果的に落札金額が3,500万円強となったことは、市に損害を与えているとして住民訴訟があったときに耐えるのか。制度を運用する側として工夫されたい。</p>	
<p>最低制限価格の幅を決めたとする、また、その下層域で同じ問題が出て、追いかけてこなるおそれがある。 資料16頁の落札率の分布資料で問題があると考えられる高い落札率の案件は年を経るごとに減ってきている。これでよしではないが、データを積み重ねて改良を続けていくという姿勢をもって、検討した記録を継続していくことが必要である。</p>	<p>有用な意見をお聞かせ願いましたので、今後の制度検討に生かしていきたいと考えます。</p>

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善に関する審議」関係

意見・質問	回答等
<p>週休2日の推進については、国交省は費用をかけて本気でやってきている。年度をまたぐ工期延長にも踏み込んできている。 限られた財源からすると、発注できる工事が減っていくという側面はあるが、これを進めなければ業界の担い手が他業種へ流れてしまい、地方においては道路除雪などに支障が出てきてしまう。できれば積極的に取り組んでほしい。 また、本取組による工事成績評価の加点についても舞鶴市は国の頑張りについていってもらいたい。</p>	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格について、事例から引き出せる共通項を探し、これを参考に最低制限価格を見直すことができれば良いのではないかと。</p>	